

議案第二十六号

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和八年五月二十日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月中央区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	一四、一七五円	一四、一七五円	一六、四六七円	一七、四九六円	」	を	「	一四、三九
七円	一五、一九八円	一七、二五九円	一七、九三七円	」に改める。					

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」とい

う。）以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお、従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（説明）

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和八年東京都条例第三十号）の施行により改定された補償基礎額に準じ、補償基礎額を改定するため、この条例案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月中央区条例第十五号）

新				旧			
別表（第四条関係） 補償基礎額表				別表（第四条関係） 補償基礎額表			
備考 （略）	医師、歯科医師 又は薬剤師とし ての経験年数	五年未満	五年以上 一〇年未満	五年以上 一〇年未満	医師、歯科医師 又は薬剤師とし ての経験年数	五年未満	五年以上 一〇年未満
	学校医及び学校 歯科医の補償基 礎額	九、〇六〇円	一〇、三三二円	一四、三九七円	学校医及び学校 歯科医の補償基 礎額	九、〇六〇円	一〇、三三二円
	学校薬剤師の補 償基礎額	七、六二九円	八、三四〇円	九、八七三円	学校薬剤師の補 償基礎額	七、六二九円	八、三四〇円
	一五年以上二〇年以上 二〇年未満二五年未満	一五、一九八円 一七、二五九円	一七、九三七円		一五年以上二〇年以上 二〇年未満二五年未満	一四、一七五円 一六、四六七円	一七、四九六円
備考 （略）	一一、〇七三円	一一、九〇七円	一二、二四六円		一一、〇七三円	一一、九〇七円	一二、二四六円

新	附 則 （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお、従前の例による。 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。
旧	